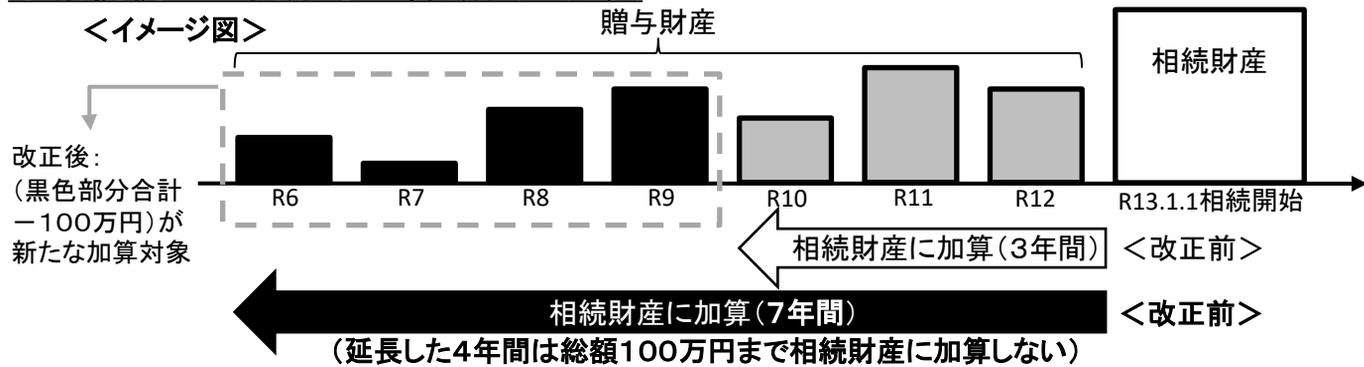


★令和5年度税制改正と生前贈与課税への影響

令和5年3月28日、今年度の税制改正法案が国会にて可決・成立しました。この税制改正により相続税、贈与税の課税対象が大きく変更されることとなりました。

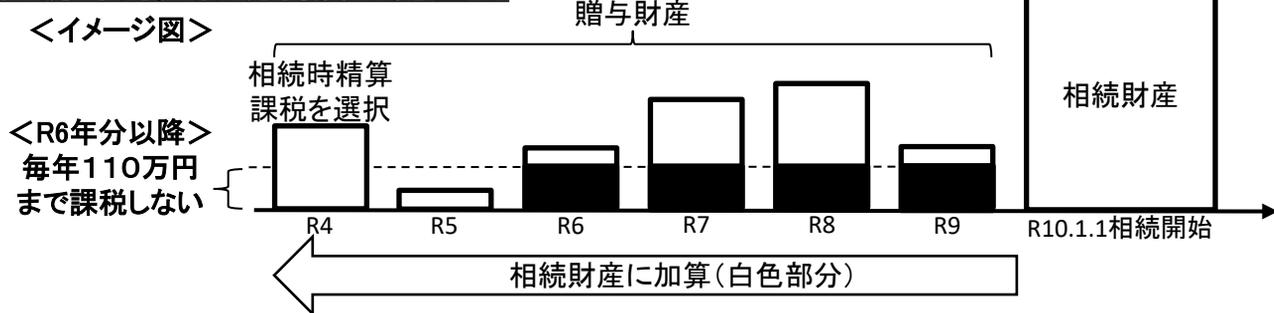
今回は、暦年課税と相続時精算課税に関する内容を取り上げてご紹介します。（塚越康仁）

◎相続税の生前贈与加算期間の延長



改正前	改正後(令和6年1月1日以降の贈与に適用)
暦年の贈与により取得した財産の価額から基礎控除110万円を控除した価額に贈与税課税。 相続税の計算上、生前贈与加算の期間内に納付した贈与税額は、相続税額から控除する(還付なし)。	被相続人の相続開始直前7年以内に被相続人から贈与により取得した財産は、その相続税の課税価格に加算する。 延長した4年間は総額100万円まで相続財産に加算しない。

◎相続時精算課税制度の見直し



改正前	改正後(令和6年1月1日以降の贈与に適用)
精算課税選択後は累積贈与額2,500万円までは非課税、2,500万円を超えた部分に一律20%贈与税課税。 相続税の計算上、精算課税を選択後に納付した贈与税額は、相続税額から控除する(還付もあり)。 精算課税選択以後に被相続人から贈与により取得した財産は、その相続税の課税価格に加算する。	毎年110万円まで課税しない(暦年課税の基礎控除とは別途措置)。(新設)
_____	災害等により一定以上の被害を受けた場合、相続時に課税価格を再計算する。(新設)

◎まとめ

相続時精算課税については、今回の税制改正で毎年110万円まで相続税を含め課税されなくなることから、制度を利用しやすくなったと言えます。ただし暦年課税と相続時精算課税のどちらが良いか、これまでと違いその人ごとに異なる判断が求められるため、早めに専門家と相談することをお勧めします。